

宮代町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月**29**日

宮代町長

新井康之

宮代町条例第 19 号

宮代町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

宮代町認可地縁団体印鑑条例（平成 6 年宮代町条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 18 条の 3 第 1 項第 6 号」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。